

# 神戸市歴史ある建築物等獣害対策支援補助金交付要綱

令和8年5月28日 決定

## (目的)

第1条 この要綱は、神戸市内に所在する歴史ある建築物等におけるアライグマ又はハクビシンの侵入による被害に対し、駆除及び再発防止対策に要する経費の一部を補助することにより、建築物の保全、生活環境の改善及び地域環境の維持を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象獣種 アライグマ又はハクビシンをいう。
- (2) 民家 主として居住の用に供している建築物をいう。
- (3) 文化財等 文化財保護法その他関係法令又は神戸市の制度に基づき指定、登録又は位置付けがなされた建築物をいう。
- (4) 対象建築物 第5条に定める要件を満たす建築物をいう。
- (5) 駆除等 対象獣種の追い出し、捕獲、調査、侵入経路の特定、侵入口の閉鎖その他再発防止のために必要な措置をいう。

## (補助の要件)

第3条 補助金の交付は、同一の対象建築物につき一度限りとする。

2 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体から同種の補助金等の交付を受けてはならない。

3 第10条第1項による交付決定の通知を受けた日以後に、補助事業に着手しなければならない。ただし、補助事業実施に先立ち、対象獣種の確認及び侵入経路の特定等のために行う調査についてはこの限りではない。

4 補助事業は、原則として当該年度内に完了しなければならない。

5 補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、安全上支障のない方法により実施しなければならない。

6 補助事業の実施により、新たな危険又は周辺環境への悪影響が生じることがないようにしなければならない。

7 国、地方公共団体又はこれらに関連する法人が所有する建築物は、補助対象としない。

### **(対象者)**

第4条 補助事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 対象建築物の所有者（所有者が複数いる場合はその代表者とし、補助事業の実施について原則として他の所有者全員の同意を得た者に限る。）

(2) 対象建築物の管理者（所有者の同意を得た者に限る。）

2 第1項各号に掲げる者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

3 第1項各号に掲げる者は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約等を締結してはならない。

### **(対象建築物)**

第5条 補助事業の対象となる建築物は、神戸市内に所在し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) かやぶき屋根を有する民家

(2) おおむね築50年以上の建築物

(3) 文化財等であって、次のいずれかに該当する建築物

ア 文化財保護法その他関係法令に基づき指定又は登録を受けた建築物

イ 神戸歴史遺産に位置付けられた建築物

2 前項各号に該当するかどうかについては、申請者の申告、写真等の資料により確認するとともに、内容に疑義がある場合は、市による現地調査その他必要な確認により、総合的に判断するものとする。

### **(補助事業)**

第6条 補助事業は、対象建築物に侵入した対象獣種に係る次に掲げる措置とする。

(1) 獣種や侵入経路特定にかかる調査

(2) 追い出し及び捕獲

(3) 侵入口の閉鎖、穴埋め、簡易な補修その他再発防止のための措置

(4) 対象獣種の侵入により生じた糞尿、巣材等の撤去、消毒その他の衛生回復及び原状復旧に必要な措置

(5) 前各号に附帯して必要となる措置で、市長が必要と認めるもの

### **(対象経費)**

第7条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が当該年度内に実施する補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 獣種や侵入経路特定にかかる調査に要する経費
- (2) 追い出し又は捕獲に要する経費
- (3) 侵入口の閉鎖、穴埋め、簡易な補修その他再発防止に要する経費
- (4) 対象獣種の侵入により生じた糞尿、巣材等の撤去、消毒その他の衛生回復及び原状復旧に要する経費
- (5) 前各号に附帯する経費で、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 通常の維持管理又は一般修繕に要する経費
- (2) 建築物の美装化、増築、模様替えその他獣害対策と直接関係のない工事に要する経費

3 前各項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる調査のみを実施し、対象獣種の追い出し又は捕獲や再発防止対策等を実施しない場合にかかる経費は、補助対象経費としない。

### **(補助金の額)**

第8条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 駆除及び再発防止対策を一体として実施する場合 1件につき10万円又は補助対象経費の実支出額のいずれか低い額
- (2) 駆除のみを実施する場合 1件につき5万円又は補助対象経費の実支出額のいずれか低い額

### **(交付申請)**

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書【様式第1号】に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建物外観の写真
- (2) 被害や侵入経路等の状況がわかる写真
- (3) 見積書の写し（交付決定前に調査を実施し、当該調査にかかる費用が発生している場合は、その内容及び金額がわかる書類を含む。）
- (4) 誓約書【様式第2号】
- (5) その他市長が必要と認める書類

### **(交付の決定)**

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書【様式第3号】により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が不適當であると認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

### **(補助事業の中止等)**

第11条 補助対象者は、補助事業を中止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

### **(実績報告)**

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書兼請求書【様式第4号】に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書、契約書その他補助事業の内容及び金額がわかる書類の写し
- (2) 領収書等、支払いの事実がわかる書類の写し
- (3) 補助事業実施後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

### **(交付額の確定)**

第13条 市長は、前条の実績報告を受理したときは、報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを調査し、適合すると認めるときは補助金額を確定するものとする。

2 前項の確定額が交付決定額と同額である場合は、補助金額の確定通知を省略することができる。

### **(補助金の交付)**

第14条 市長は、前条の規定により補助金額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

### **(交付決定の取消し及び返還)**

第15条 市長は、補助対象者が補助金規則第19条第1項に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、既に補助金を交付している場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

### **(その他)**

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済観光局局长（農政担当）が定める。

### **附 則**

この要綱は、令和8年5月28日から施行する。